

令和7年6月 日

(名称) 三木町交通計画推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本町は、平成11年に本町各所と隣接する高松市を結ぶことでんバスの路線が廃止となったことで、大部分が公共交通空白地域となっていた。その解消に向け、平成15年度に町民に対してコミュニティバスに関するアンケート調査を実施した上で、行政による公共交通施策が必要であると判断し、平成17年から町内の公共施設等を巡回する「三木町コミュニティバス」の運行を開始した。コミュニティバスは、私鉄のことでん学園通り駅を拠点とし、香川大学医学部附属病院をはじめとした病院、マルナカをはじめとした買物施設、町役場などへのアクセスに好評を得ており、特に移動手段を持たない高齢者、障がい者などの交通弱者にとって欠かせない存在となっている。また、停留所の増設及び移設やフリー乗降区間の設定など、利便性の向上に努め、利用者のニーズに応じた運行を継続している。

また、平成24年12月から長年公共交通空白地域となっていた山間部の山南地区を2系統に分け、コミュニティバスの試験運行を実施。様々な検証を踏まえ、平成25年10月から本格運行を開始した。山南地区から既存のコミュニティバスに接続することにより、山間部の高齢者などの交通弱者にとって、病院、買い物施設等へのアクセスがより便利となり好評を博している。

さらに、令和元年度以降、本町における地域公共交通の活性化及び再生を推進する観点から、需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けて「三木町地域公共交通網形成計画」を策定後に「三木町地域公共交通計画」に改訂し、より一層住民ニーズと地域規模にあった公共交通を推進する。

しかしながら、コミュニティバスの運行委託料及び燃料費などの運行経費が非常に高いことが問題であり、採算確保が非常に難しく、年々財政負担が大きくなってきているが、高齢化が進行するなか、地方に住む交通弱者が増加する現代において、地域公共交通の確保は極めて重要な課題である。

地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を持続的なものにするこ
とで、町民の生活に必要な旅客運送を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

1 地域住民の公共交通利用者数の増加

- ① 池戸コース（右回り）の利用者数を令和11年度に2,350人以上
（直近年度の実績1,794人）
- ② 池戸コース（左回り）の利用者数を令和11年度に2,200人以上
（直近年度の実績1,691人）
- ③ 神山コース（右回り）の利用者数を令和11年度に800人以上
（直近年度の実績633人）
- ④ 神山コース（左回り）の利用者数を令和11年度に1,550人以上
（直近年度の実績1,194人）
- ⑤ 井戸・下高岡コース（右回り）の利用者数を令和11年度に650人以上
（直近年度の実績483人）
- ⑥ 井戸・下高岡コース（左回り）の利用者数を令和11年度に650人以上
（直近年度の実績499人）
- ⑦ 北部循環コース（右回り）の利用者数を令和11年度に1,150人以上
（直近年度の実績866人）
- ⑧ 北部循環コース（左回り）の利用者数を令和11年度に750人以上
（直近年度の実績583人）
- ⑨ 田中コース（右回り）の利用者数を令和11年度に900人以上
（直近年度の実績693人）
- ⑩ 田中コース（左回り）の利用者数を令和11年度に2,000人以上
（直近年度の実績1,542人）
- ⑪ 奥山・鹿庭コースの利用者数を令和11年度に500人以上（直近年度の実績387人）
- ⑫ 小蓑・朝倉コースの利用者数を令和11年度に500人以上（直近年度の実績399人）

2 公共交通による収入の増加

平野部（①～⑩）の収支率を令和11年度に11%以上（直近年度の実績7.6%）

山南地区（⑪、⑫）の収支率を令和11年度に8%以上（直近年度の実績4.9%）

（第2期三木町地域公共交通計画 P46、47 参照）

（2）事業の効果

三木町コミュニティバスの運行を維持することにより、町民の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統である大川バス引田線やことでんバス高松医療センター・大学病院線をはじめ、私鉄ことでん長尾線に連結することで、広域的な交通体系が確保できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和元年度に地域公共交通網形成計画の策定を行い、その後三木町地域公共交通計画に名称を変更後、計画に基づき令和3年度に運行ダイヤ・運賃体系・路線などの再編を行った。令和6年1月にも運行ダイヤ・路線の修正を行っており、また、令和7年度中に第2期三木町地域公共交通計画の策定をおこなう。今後もニーズに合わせた対応を行い、利用者の増加を図る。（三木町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る全12系統について、運行収入及び国庫補助金を運行に係る費用総額約22,000千円から差し引いた差額分を三木町が負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

施策の進捗管理や目標の達成状況、施策の妥当性・効果などの確認は、「三木町交通計画推進協議会」で行うことで、地域住民・交通事業者・関係機関・三木町が、各々連携を図りながら、三木町地域公共交通計画に基づき、目指す将来像の実現に向けて施策を推進していく。また、この計画が最終ではなく、今回の計画（Plan）を基に、計画的な施策の実施（Do）、目標に対する達成状況等の確認（Check）、確認を踏まえた上での見直し（Action）という PDCA サイクルで進捗管理を行い、本町に適した交通環境について、随時見直しながら計画を進めていく。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
本町は、町内平野部を巡回するバス車両については、耐用年数を大幅に超えており、エンジントラブル、冷暖房の不具合など早急な買い替えが必要になってきていたこと、また、令和元年度に住民アンケート調査及び公共交通利用者アンケート調査などを実施し、ここから得られるデータやバスの利用状況、収支などを基に活性化再生法に規定される法定協議会「三木町交通計画推進協議会」により議論を行い「三木町地域公共交通網形成計画」を策定した。調査の結果や現状の利用状況を踏まえて、バス停までの距離が遠く感じている住民が多いことやコミュニティバスの空バス運行が目立っていること、令和 3 年末まで走行している 34 人乗りのノンステップバスの買い替え時期が近いことなどを含めて、細街路など住宅街付近まで走行でき、バス車両としてもある程度の人数が乗車できる車両の導入が必要であった。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

1 地域住民の公共交通利用者数の増加

- ① 池戸コース（右回り）の利用者数を令和 11 年度に 2,350 人以上
（直近年度の実績 1,794 人）
- ② 池戸コース（左回り）の利用者数を令和 11 年度に 2,200 人以上
（直近年度の実績 1,691 人）
- ③ 神山コース（右回り）の利用者数を令和 11 年度に 800 人以上
（直近年度の実績 633 人）
- ④ 神山コース（左回り）の利用者数を令和 11 年度に 1,550 人以上
（直近年度の実績 1,194 人）
- ⑤ 井戸・下高岡コース（右回り）の利用者数を令和 11 年度に 650 人以上
（直近年度の実績 483 人）
- ⑥ 井戸・下高岡コース（左回り）の利用者数を令和 11 年度に 650 人以上
（直近年度の実績 499 人）
- ⑦ 北部循環コース（右回り）の利用者数を令和 11 年度に 1,150 人以上
（直近年度の実績 866 人）
- ⑧ 北部循環コース（左回り）の利用者数を令和 11 年度に 750 人以上
（直近年度の実績 583 人）
- ⑨ 田中コース（右回り）の利用者数を令和 11 年度に 900 人以上
（直近年度の実績 693 人）
- ⑩ 田中コース（左回り）の利用者数を令和 11 年度に 2,000 人以上
（直近年度の実績 1,542 人）
- ⑪ 奥山・鹿庭コースの利用者数を令和 11 年度に 500 人以上（直近年度の実績 387 人）
- ⑫ 小蓑・朝倉コースの利用者数を令和 11 年度に 500 人以上（直近年度の実績 399 人）

2 公共交通による収入の増加

平野部（①～⑩）の収支率を令和 11 年度に 11%以上（直近年度の実績 7.6%）

山南地区（⑪、⑫）の収支率を令和 11 年度に 8%以上（直近年度の実績 4.9%）

(2) 事業の効果

車両の小型化により、細街路まで運行が可能になり住宅密集地などの利用ニーズのあるエリアをカバーできることから利用者増につなげることができる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 6 を添付。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 令和7年6月23日	令和7年度第1回三木町交通計画推進協議会 地域公共交通確保維持計画について、承認を得る。
19. 利用者等の意見の反映状況	
町民からの三木町コミュニティバスに関する要望は、利用者等から電話などで随時受け付けており、定期的に三木町地域公共交通会議において議論し、運行ダイヤに反映している。令和元年に行った住民アンケート調査及び公共交通利用者アンケート調査を基に「三木町地域公共交通網形成計画」を策定、後に「三木町地域公共交通計画」に改訂し、令和6年1月より新しい交通体系で運行を行っている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

(所 属) 三木町政策課

(氏 名) 大北 星輝・近藤 巧哉

(電 話) 087-891-3302 (2214・2215)

(e-mail) seisaku@town.miki.lg.jp